

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災の充実強化等の一層の推進を図るため、郡山市消防団（以下「消防団」という。）の活動に積極的に協力している事業所等に対し、消防団に協力している証として消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付し、及び表示する制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団長等 消防団の団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、郡山市消防団協力事業所表示証交付申請書（第1号様式）を市長に提出し申請するものとする。

2 消防団長等は、消防団に協力している事業所等を消防団協力事業所として、郡山市消防団協力事業所表示証交付推薦書（第2号様式）を市長に提出することにより推薦することができる。この場合において、消防団長等は、事前に当該推薦をしようとする事業所等の意思を確認するものとする。

(表示証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合は、当該事業所等が消防関係法令に違反していないかを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、当該事業所等に対し表示証交付書（第3号様式）に表示証（第4号様式）を添付して交付するものとする。

- (1) 消防団員である従業員を雇用していること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしていること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業所等による消防団活動への協力が地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が特に認めるもの

(表示証交付整理簿)

第5条 市長は、前条の規定により表示証を交付した場合は、郡山市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第5号様式）に、当該消防団協力事業所の名称、住所、表示の有効期間その他の必要事項を記録するものとする。

(表示証の表示)

第6条 消防団協力事業所は、交付された表示証を事業所等の見やすい場所に表示するものとする。

2 消防団協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に、表示証を表示することができる。

3 前項の規定による表示は、表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小することにより行うことができる。

（表示証の有効期間等）

第7条 表示証の表示の有効期間は、原則として、表示証の交付の日から2年又は次条の規定により表示証の返還を求められた日までとする。ただし、消防団協力事業所が「消防団協力事業所表示制度」の実施について（平成18年11月29日消防災第427号消防庁長官通知）別添2 総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱第5条に規定する総務省消防庁表示証（以下「消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合の表示証の表示の有効期間は、消防庁表示証の交付を受けた日から2年を経過した日までとする。

2 消防団協力事業所は、表示証の表示の有効期間が満了した場合は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

3 市長は、表示証の表示の有効期間の満了の前日に、消防団協力事業所における消防団に対する協力内容の現状及び表示証の表示を継続する意思を確認した上で、表示証の表示の有効期間を更新することができる。

4 前項の場合において、消防団協力事業所は、第3条第1項に規定する郡山市消防団協力事業所表示証交付申請書を市長へ提出するものとする。

5 市長は、表示証の表示の有効期間の更新をした場合は、当該消防団協力事業所に対し、表示証交付書を交付するものとする。

（表示証の返還）

第8条 市長は、協力事業所が次のいずれかに該当していると認めるときは、表示証の返還を求めることができる。この場合において、市長は、当該消防団協力事業所に対し、表示証の返還を求める理由を書面により通知するものとする。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4条に掲げる基準に適合しないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。

(4) 前3号のほか、消防団協力事業所としての表示証の表示が適当でないとき。

2 前項の規定により表示証の返還を求められた事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

（公表）

第9条 市長は、消防団協力事業所の名称、所在地、消防団に対する協力内容その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、消防団協力事業所表示制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

郡山市消防団協力事業所表示証交付申請書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

事業所名称

申請者 代表者氏名

担当者氏名

電 話 番 号

郡山市消防団協力事業所表示証の交付を受けたいので、郡山市消防団協力事業所表示証制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分（該当する区分にレ印を付してください。）

新規（初めて消防団協力事業所表示証の交付を受ける場合）

再申請（消防団協力事業所表示証の表示有効期間の満了に伴い再度交付を希望する場合）

2 協力内容（該当する事項に○印を付してください。）

| 項目 番号 | ○印 | 取組内容 |
|----------|----|---|
| 1 | | 消防団員である従業員を雇用している。 |
| 2 | | 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。 |
| 3 | | 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている。 |
| 4 | | その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。 |

第2号様式（第3条関係）

郡山市消防団協力事業所表示証交付推薦書

年 月 日

郡 山 市 長

住 所

所 属 団 体

推薦者

推薦者氏名

電 話 番 号

郡山市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

- 1 事業所名称
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 連絡先
- 5 推薦の理由

[]

第 号

表 示 証 交 付 書

様

貴事業所は、郡山市消防団協力事業所表示制度実施要綱に定める消防団協力事業所表示証の交付基準に適合していると認めることから、表示証を交付します。

1 名 称

2 所 在 地

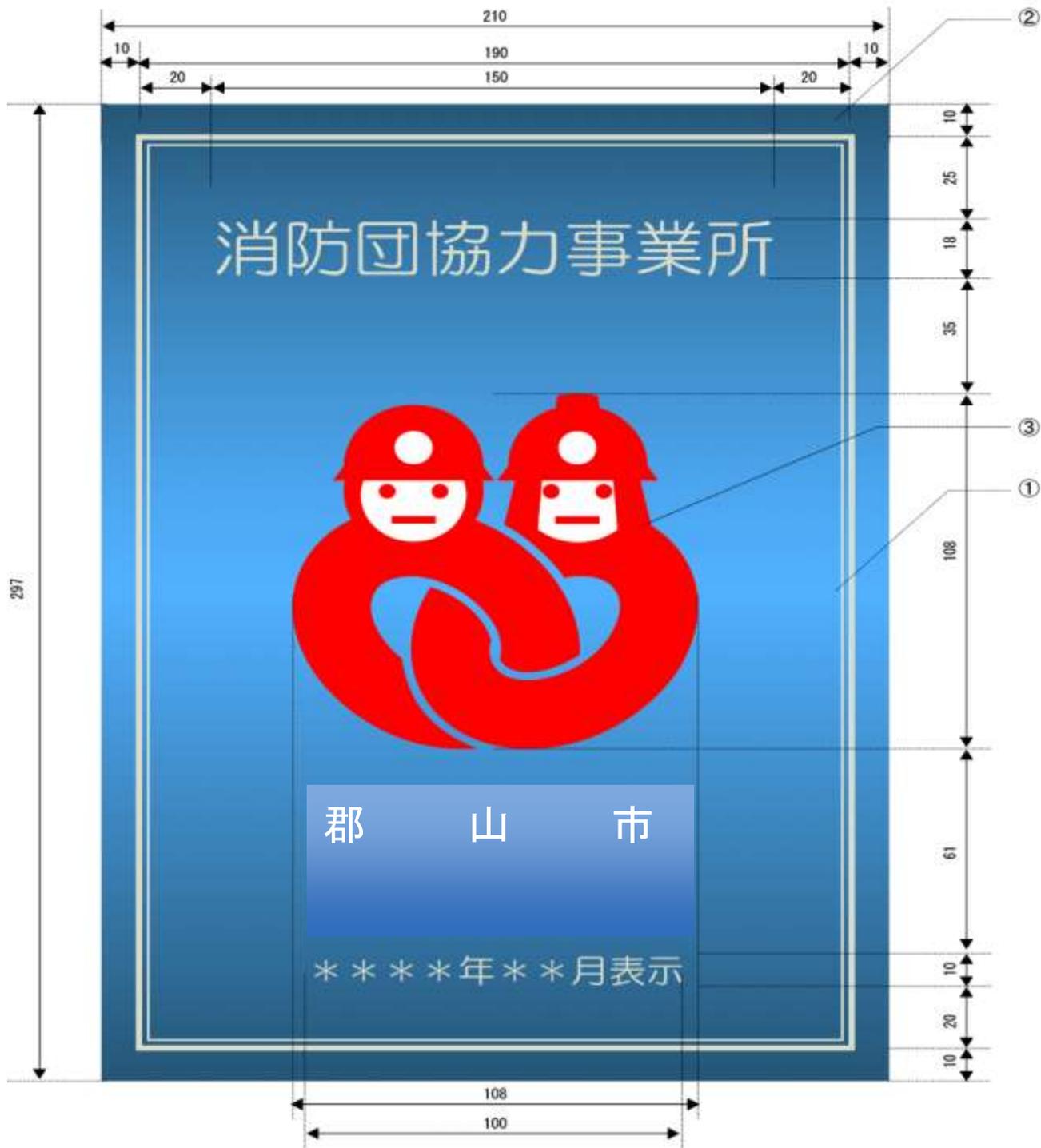
3 有効期間 年 月 日まで

年 月 日

郡 山 市 長



第4号様式（第4条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
 2 色は、次の表のとおりとする。

| | | 色（CMYK値による色指定） |
|---|----------|----------------------------|
| ① | 地色（中央部） | 青（C：68%、M：5%、Y：0%、K：0%） |
| ② | 地色（上下部） | 青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%） |
| ③ | 表示マーク（面） | 赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%） |
| ④ | 文字、枠線 | 銀 |